

ながさき子育て支援表彰要綱

(趣 旨)

第1条 知事が子育て支援に功績のあった個人又は団体を表彰して讃えることにより、社会全体で子育てを支援する機運を醸成する。

(表彰種別)

第2条 子育て支援表彰(以下「表彰」という。)の種別は、次のとおりとする。

- (1) 地域子育て支援功労者表彰
- (2) 安全安心な子育て環境づくり功労者表彰
- (3) 子育てと仕事の両立支援企業表彰
- (4) 子育て大賞

(表彰候補者の推薦)

第3条 表彰候補者の推薦は、市町長、市町教育委員会及び関係団体等が推薦書を知事に提出することによって行う。

2 「子育てと仕事の両立支援企業表彰」及び「子育て大賞」については、公募も併せて行う。

(表彰者の選考及び決定)

第4条 表彰者は、選考委員会が選考し、知事が決定する。

(ながさき子育て支援表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年11月に行う。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(公 表)

第7条 表彰を行ったときは、表彰を受けたものの氏名又は名称及び表彰事由を公表するものとする。

(庶 務)

第8条 表彰に関する事務は、こども未来課が行う。

(その他)

第9条 表彰については、長崎県表彰規則(昭和46年5月4日長崎県規則第33号)及びこの要綱に定めるもののほか、別に定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成18年11月28日から施行する。

ながさき子育て支援表彰事務取扱要領

この要領は、ながさき子育て支援表彰要綱第9条に基づき必要な事項を定める。

1 表彰の推薦基準

(1) 地域子育て支援功労者表彰

- ・地域において、子育て支援の活動を継続的に行っているもの。
- ・表彰対象の活動歴は、原則として5年以上とし、その活動内容が、県民の模範となる顕著なものであること。ただし、上記年数を満たさないものであっても、特に功績顕著なものは、推薦してよい。
- ・個人においては県税の滞納がないこと。

(2) 安全安心な子育て環境づくり功労者表彰

- ・子どもの安全について、継続的に活動を行っているもの。
- ・表彰対象の活動歴は、原則として5年以上とし、その活動内容が、県民の模範となる顕著なものであること。ただし、上記年数を満たさないものであっても、特に功績顕著なものは、推薦してよい。
- ・個人においては県税の滞納がないこと。

(3) 子育てと仕事の両立支援企業表彰

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局へ届け出ていること。
- ・従業員のため、仕事と子育ての両立支援を行う制度を導入し、かつその制度が実際に利用されている企業。(育児・介護休業法の義務規定を超える育児休業制度、勤務時間短縮等の措置、又は看護休暇制度や同法に規定のない独自の子育て支援措置の実施など)
- ・県税の滞納がないこと。

(4) 子育て大賞

- ・募集年度の4月1日現在、18歳未満の子どもが5人以上で、明るい子育てを実践している家庭。
- ・県税の滞納がないこと。

2 子育て支援表彰の対象事例

表彰の対象となる子育て支援活動は、例えば別表に掲げるものとする。

3 推薦及び応募方法

- ### (1) 県本庁の各部局長、県教育委員会教育長、県警本部長及び市町長、市町教育委員会教育長、県商工会議所連合会長、県商工会連合会長、県中小企業団体中央会長、県経営者協会会長、県社会福祉協議会長、県青少年育成県民会議会長は、表彰候補者を知事に推薦する。

なお、1の(4)子育て大賞については、保育所長、幼稚園長、学校長も推薦できるものとする。

(2)推薦者は、別紙様式1、2、3による推薦調書に、必要に応じ参考資料を添付して、各2部知事に提出する。

(3)応募者は、別紙様式2、3の応募調書を知事に提出する。

4 決定手続

(1)知事は、推薦(自薦)調書を取りまとめのうえ、ながさき子育て支援表彰選考会議(以下「選考会議」という。)に付議する。

(2)選考会議は、付議された案件について審議のうえ、意見を付して知事へ提出する。

(3)知事は、提出された選考資料に基づき表彰者を決定する。

5 その他

選考において、慎重な審議を期すため、推薦基準に関し、市町その他関係者に対し、必要に応じ問い合わせを行う。